

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
南宇和森林組合	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲1534-1

2. 指名停止措置期間

令和6年2月19日 から 令和6年3月18日 まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

南宇和森林組合及び同組合参事は、令和5年5月、愛媛県南宇和郡愛南町内の山林での作業中において、作業員が4日以上休業する労災事故が発生したにもかかわらず、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったとして、同年12月21日、労働安全衛生法違反により罰金の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 指名停止措置理由

「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当する。

<措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長 半田 達也 (内線2511)

総務部経理調達課長 岡本 隆章 (内線6311)

○総務部契約課課長補佐 森崎 貴司 (内線2512)